

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成19年  
5月22日  
(火曜日)

## 目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 三

土地改良区定款変更の認可 (農村整備課) ..... 四

指定施業要件の変更予定保安林 (森林整備課) ..... 四

保安林指定施業要件の変更 (森林整備課) ..... 四

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (三件) (建築指導課) ..... 五

公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課) ..... 七

土地改良区役員の出出 (農村整備課) ..... 七

土地改良事業計画変更の認可申請に係る決定 (農村整備課) ..... 八

公共測量の実施の終了 (監理課) ..... 九

### 山口県告示第二百六十一号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年五月二十二日から同年六月十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦

覧に供する。

平成十九年五月二十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 徳山積水工業株式会社  
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 徳山積水工業株式会社  
所 在 地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

| 種 類  | 構 造                |                  | 使 用 の 方 法        |                  |
|------|--------------------|------------------|------------------|------------------|
|      | 能 力<br>( $m^3$ /時) | 工 事 着 手<br>予 定 日 | 工 事 完 成<br>予 定 日 | 使 用 開 始<br>予 定 日 |
| 三三一口 | 二                  | 平成一九年六月二日        | 平成一九年九月三〇日       | 平成一九年一〇月一日       |
| 三三一八 | 六                  | 平成一九年六月二日        | 平成一九年九月三〇日       | 平成二〇年一月一日        |

備考 「三三一口」及び「三三一八」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する水洗施設及び遠心分離機をいう。

|              |       |                |                 |                              |
|--------------|-------|----------------|-----------------|------------------------------|
| No. 1<br>排水口 | 排水口   | 排出水の汚染状態の値     |                 | 排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> ) |
|              |       | 水素イオン濃度 (水素指数) | 化学的酸素要求量 (mg/l) |                              |
| 七・二          | 六・五   | 八・三            | 五・八             | 二二                           |
| 通            | 最     | 通              | 最               | 通                            |
| 常            | 大     | 常              | 大               | 常                            |
| 最            | 大     | 最              | 大               | 最                            |
| 大            | 大     | 大              | 大               | 大                            |
| 五            | 一〇    | 検出せず           | 一・一             | 四                            |
| 通            | 最     | 通              | 最               | 通                            |
| 常            | 大     | 常              | 大               | 常                            |
| 最            | 大     | 最              | 大               | 最                            |
| 大            | 大     | 大              | 大               | 大                            |
| 〇・二          | 〇・二   | 〇・二            | 〇・二             | 〇・二                          |
| 通            | 最     | 通              | 最               | 通                            |
| 常            | 大     | 常              | 大               | 常                            |
| 最            | 大     | 最              | 大               | 最                            |
| 大            | 大     | 大              | 大               | 大                            |
| 八・一五〇        | 八・五二四 | 八・一五〇          | 八・五二四           | 八・一五〇                        |
| 通            | 最     | 通              | 最               | 通                            |
| 常            | 大     | 常              | 大               | 常                            |
| 最            | 大     | 最              | 大               | 最                            |
| 大            | 大     | 大              | 大               | 大                            |

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

|      |    |                |                 |                               |
|------|----|----------------|-----------------|-------------------------------|
| 中和施設 | 項目 | 汚水等の汚染状態の値     |                 | 汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> ) |
|      |    | 水素イオン濃度 (水素指数) | 化学的酸素要求量 (mg/l) |                               |
| 処理前  | 七  | 八・六            | 七・一             | 三六五                           |
| 処理後  | 二  | 七              | 五               | 三七九                           |
| 通    | 常  | 通              | 常               | 通                             |
| 常    | 最  | 常              | 最               | 常                             |
| 最    | 大  | 最              | 大               | 最                             |
| 大    | 大  | 大              | 大               | 大                             |

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

|      |    |    |                        |       |       |        |         |           |           |           |
|------|----|----|------------------------|-------|-------|--------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 中和施設 | 種類 | 構造 | 能力 (m <sup>3</sup> /日) | 処理の方式 | 間使用時間 | 一日使用時間 | 季節的変動の要 | 工事着手予定年月日 | 工事完成予定年月日 | 使用開始予定年月日 |
|      |    |    |                        |       |       |        |         |           |           |           |

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

|      |                |                 |              |    |                               |
|------|----------------|-----------------|--------------|----|-------------------------------|
| 種類   | 水素イオン濃度 (水素指数) | 化学的酸素要求量 (mg/l) | 浮遊物質量 (mg/l) | 窒素 | 汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> ) |
|      |                |                 |              |    |                               |
| 三三―八 | 六・八            | 七・三             | 三            | 五  | 九〇                            |
| 三三―〇 | 一・五            | 六・五             | 五            | 七  | 二二〇                           |
| 通    | 常              | 通               | 常            | 通  | 通                             |
| 常    | 最              | 常               | 最            | 常  | 常                             |
| 最    | 大              | 最               | 大            | 最  | 最                             |
| 大    | 大              | 大               | 大            | 大  | 大                             |

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

山口県告示第二百六十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年五月二十二日から同年六月十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年五月二十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 徳山積水工業株式会社  
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 徳山積水工業株式会社  
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する水洗施設及び遠心分離機
- 四 変更しようとする事項の内容  
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。  
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

| 種 類     | 項 目             |            |            | 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値 | 汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> ) |     |
|---------|-----------------|------------|------------|---------------------|-------------------------------|-----|
|         | 処理後<br>変更前      | 処理前<br>変更後 | 処理前<br>変更前 |                     |                               |     |
|         |                 |            |            |                     |                               | 通 常 |
| 中 和 施 設 | 水素イオン濃度 (水素指数)  | 七          | "          | 二                   | 通 常                           | 四六九 |
|         | 化学的酸素要求量 (mg/l) | 八・六        | "          | 七・一                 | 最 大                           | 五五  |
|         | 浮遊物質 (mg/l)     | "          | "          | 五                   | 通 常                           | 三七九 |
|         | 浮遊物質 (mg/l)     | "          | "          | 七                   | 最 大                           | 四九五 |
|         | 鉍油類 (mg/l)      | 一〇         | "          | 一〇                  | 検出せず                          |     |
|         | 窒素 (mg/l)       | 二〇         | "          | 一                   | 通 常                           |     |
|         | 窒素 (mg/l)       | "          | "          | 一                   | 最 大                           |     |
|         | リン (mg/l)       | 一・四        | "          | 一・一                 | 通 常                           |     |
|         | リン (mg/l)       | 一・四        | "          | 〇・四                 | 最 大                           |     |
|         | リン (mg/l)       | 〇・四九       | "          | 〇・〇五                | 通 常                           |     |
|         | 〇・五             | "          | 〇・〇五       | 最 大                 |                               |     |

|                     |  |  |  |     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---------------------|--|--|--|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量 |  |  |  | 変更後 | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " |
|---------------------|--|--|--|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| No. 1<br>排<br>水<br>口 | 項目  |     | 排水の汚染状態の値      |                 |             |            | 排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> ) |           |
|----------------------|-----|-----|----------------|-----------------|-------------|------------|------------------------------|-----------|
|                      | 変更後 | 変更前 | 水素イオン濃度 (水素指数) | 化学的酸素要求量 (mg/l) | 浮遊物質 (mg/l) | 鉍油類 (mg/l) |                              | 窒素 (mg/l) |
|                      | 通常  | 最大  | 通常             | 最大              | 通常          | 最大         | 通常                           | 最大        |
|                      | "   | 七・二 | "              | 六・五             | "           | 五          | "                            | 一〇        |
|                      | "   | 八・三 | "              | 五・八             | "           | 七・八        | "                            | 検出せず      |
|                      | "   |     | "              |                 | "           |            | "                            |           |
|                      | "   |     | "              |                 | "           |            | "                            |           |
|                      | "   |     | "              |                 | "           |            | "                            |           |
|                      | "   |     | "              |                 | "           |            | "                            |           |
|                      | "   |     | "              |                 | "           |            | "                            |           |
|                      | "   |     | "              |                 | "           |            | "                            |           |
|                      | "   |     | "              |                 | "           |            | "                            |           |
|                      | "   |     | "              |                 | "           |            | "                            |           |
|                      | "   |     | "              |                 | "           |            | "                            |           |

**山口県告示第百六十三号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十九年五月二十二日

山口県知事 二井 関 成

- 土地改良区の名称 認可年月日
- 下関市豊田町土地改良区 平成一九、五、一四
- 周東中田土地改良区 " " "
- 周東祖生土地改良区 " " "

**山口県告示第百六十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成十九年五月二十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件（平成十二年農林水産省告示第九百八十五号）、保安林の指定をする件（平成十二年農林水産省告示第四百十九号）、保安林の指定をする件

**山口県告示第百六十五号**

（平成十三年農林水産省告示第八百九十五号）及び保安林の指定をする件（平成十四年農林水産省告示第六百五十九号）に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに山口市経済部林業振興課、防府市産業振興部林務水産課及び周南市経済部林政課に備え置いて縦覧に供する。）

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成十九年五月二十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定に関する告示（平成十二年山口県告示第四百三十五号）に定めるところによる。
- 二 変更に係る指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法

変更しない。  
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
 立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに萩市農林部林政課及び阿東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**山口県告示第二百六十六号**

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、山口県立柳井商工高等学校本館大規模改造工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年五月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 山口県立柳井商工高等学校本館大規模改造工事

(一) 工事場所 柳井市伊保庄字山ノ口及び字田布路木地内

(二) 工事の概要

| 鉄筋コンクリート造 | 地上四階建 | 構 造 | 延 べ 面 積     |
|-----------|-------|-----|-------------|
|           |       |     | 四、一四八平方メートル |

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成十九年五月三十一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(の建築一式工事の数値が八百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。))を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十九年六月一日から同月六日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年六月十四日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―一三八三〇)にすること。

**山口県告示第二百六十七号**

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、山口県立柳井商工高等学校特別教室新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する



者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年五月二十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 山口県立柳井商工高等学校特別教室新築工事
- (一) 工事場所 柳井市伊保庄字山ノ口及び字田布路木地内
- (二) 工事の概要

| 構         | 造     | 延 べ 面 積     |
|-----------|-------|-------------|
| 鉄筋コンクリート造 | 地上四階建 | 一、七二二平方メートル |

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
    - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
    - 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。
    - 3 出資比率が三十三パーセント以上であること。
  - (二) 共同企業体の代表者の平成十九年五月三十一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が八百以上であること。
  - (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
    - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」とい

う。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十九年六月一日から同月六日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年六月十四日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―一三八三〇）にすること。

山口県告示第二百六十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項の規定により、山口県立こころの医療センター外来棟新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年五月二十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 山口県立こころの医療センター外来棟新築工事
- (一) 工事場所 宇部市大字東岐波字東小沢及び字小沢村地内
- (二) 工事の概要

| 構 | 造 | 延 べ 面 積 |
|---|---|---------|
|   |   |         |

鉄筋コンクリート造 地上二階建

二、四〇八平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。

3 出資比率が三十分以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成十九年五月三十一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(建築一式工事の数値が八百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十九年六月六日から同月七日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年六月十八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三一三三〇)にすること。



(二五四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年一月九日山口県公告(三)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年五月二十二日から同年六月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年五月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 デオデオ山口本店

所在地 山口市平井九〇

二 意見の概要

特に配慮を求め事項はない。

(二五五) 土地改良区の役員の名氏及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名氏及び住所の届出がありました。

平成十九年五月二十二日

山口県知事 二井 関成

| 二<br>退任した役員         |                     | 一<br>就任した役員         |                     |
|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 土地改良区<br>須佐三原野土地改良区 | 土地改良区<br>須佐三原野土地改良区 | 土地改良区<br>須佐三原野土地改良区 | 土地改良区<br>須佐三原野土地改良区 |
| 理事<br>の別            | 理事<br>の別            | 理事<br>の別            | 理事<br>の別            |
| 氏 名                 | 氏 名                 | 氏 名                 | 氏 名                 |
| 住 所                 | 住 所                 | 住 所                 | 住 所                 |
| 田村 武司               | 田村 武司               | 田村 武司               | 田村 武司               |
| 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          |
| 三好 静登               | 三好 静登               | 三好 静登               | 三好 静登               |
| 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          |
| 長安 敏夫               | 長安 敏夫               | 長安 敏夫               | 長安 敏夫               |
| 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          |
| 堀内 義雄               | 堀内 義雄               | 堀内 義雄               | 堀内 義雄               |
| 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          |
| 齋藤 雅紀               | 齋藤 雅紀               | 齋藤 雅紀               | 齋藤 雅紀               |
| 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          |
| 榎本 要                | 榎本 要                | 榎本 要                | 榎本 要                |
| 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          |
| 岡崎 一心               | 岡崎 一心               | 岡崎 一心               | 岡崎 一心               |
| 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          |
| 安村 誠                | 安村 誠                | 安村 誠                | 安村 誠                |
| 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          |
| 恵本 洋嗣               | 恵本 洋嗣               | 恵本 洋嗣               | 恵本 洋嗣               |
| 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          |
| 村田 博延               | 村田 博延               | 村田 博延               | 村田 博延               |
| 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          |
| 嶽 延洋                | 嶽 延洋                | 嶽 延洋                | 嶽 延洋                |
| 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          |
| 河澄 敏夫               | 河澄 敏夫               | 河澄 敏夫               | 河澄 敏夫               |
| 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          |
| 小田 孝詞               | 小田 孝詞               | 小田 孝詞               | 小田 孝詞               |
| 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          |
| 中尾 政信               | 中尾 政信               | 中尾 政信               | 中尾 政信               |
| 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          |
| 田村 守生               | 田村 守生               | 田村 守生               | 田村 守生               |
| 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          |
| 後藤 重延               | 後藤 重延               | 後藤 重延               | 後藤 重延               |
| 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          |
| 品川 一志               | 品川 一志               | 品川 一志               | 品川 一志               |
| 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          |
| 香川 晴一               | 香川 晴一               | 香川 晴一               | 香川 晴一               |
| 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          |
| 品川 昭英               | 品川 昭英               | 品川 昭英               | 品川 昭英               |
| 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          |
| 伊藤 幸一               | 伊藤 幸一               | 伊藤 幸一               | 伊藤 幸一               |
| 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          |
| 田村 武司               | 田村 武司               | 田村 武司               | 田村 武司               |
| 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          |
| 伊藤 幸一               | 伊藤 幸一               | 伊藤 幸一               | 伊藤 幸一               |
| 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          |
| 品川 昭英               | 品川 昭英               | 品川 昭英               | 品川 昭英               |
| 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          | 萩市大字須佐三五一五          |

| 事業の内容   | 山口県知事      | 二井 関 成     |
|---|------------|------------|
| （二五六）土地改良事業計画の変更の認可の申請に係る決定   | 山口県知事      | 二井 関 成     |
| 次の土地改良事業の計画の変更の認可の申請は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る変更された土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供します。 |            |            |
| 香川 晴一   | 香川 晴一      | 香川 晴一      |
| 萩市大字須佐三五一五  | 萩市大字須佐三五一五 | 萩市大字須佐三五一五 |
| 村岡 一志   | 村岡 一志      | 村岡 一志      |
| 萩市大字須佐三五一五  | 萩市大字須佐三五一五 | 萩市大字須佐三五一五 |
| 品川 重延   | 品川 重延      | 品川 重延      |
| 萩市大字須佐三五一五  | 萩市大字須佐三五一五 | 萩市大字須佐三五一五 |
| 岩本 茂  | 岩本 茂       | 岩本 茂       |
| 萩市大字須佐三五一五  | 萩市大字須佐三五一五 | 萩市大字須佐三五一五 |
| 西川 正夫   | 西川 正夫      | 西川 正夫      |
| 萩市大字須佐三五一五  | 萩市大字須佐三五一五 | 萩市大字須佐三五一五 |
| 田村 廣  | 田村 廣       | 田村 廣       |
| 萩市大字須佐三五一五  | 萩市大字須佐三五一五 | 萩市大字須佐三五一五 |
| 中尾 政信   | 中尾 政信      | 中尾 政信      |
| 萩市大字須佐三五一五  | 萩市大字須佐三五一五 | 萩市大字須佐三五一五 |
| 小田 孝詞   | 小田 孝詞      | 小田 孝詞      |
| 萩市大字須佐三五一五  | 萩市大字須佐三五一五 | 萩市大字須佐三五一五 |
| 河澄 敏夫   | 河澄 敏夫      | 河澄 敏夫      |
| 萩市大字須佐三五一五  | 萩市大字須佐三五一五 | 萩市大字須佐三五一五 |
| 嶽 延洋  | 嶽 延洋       | 嶽 延洋       |
| 萩市大字須佐三五一五  | 萩市大字須佐三五一五 | 萩市大字須佐三五一五 |
| 村田 博延   | 村田 博延      | 村田 博延      |
| 萩市大字須佐三五一五  | 萩市大字須佐三五一五 | 萩市大字須佐三五一五 |
| 梅川 嘉彦   | 梅川 嘉彦      | 梅川 嘉彦      |
| 萩市大字須佐三五一五  | 萩市大字須佐三五一五 | 萩市大字須佐三五一五 |
| 安村 勝利   | 安村 勝利      | 安村 勝利      |
| 萩市大字須佐三五一五  | 萩市大字須佐三五一五 | 萩市大字須佐三五一五 |
| 恵本 洋嗣   | 恵本 洋嗣      | 恵本 洋嗣      |
| 萩市大字須佐三五一五  | 萩市大字須佐三五一五 | 萩市大字須佐三五一五 |
| 安村 誠  | 安村 誠       | 安村 誠       |
| 萩市大字須佐三五一五  | 萩市大字須佐三五一五 | 萩市大字須佐三五一五 |
| 堀内 義雄   | 堀内 義雄      | 堀内 義雄      |
| 萩市大字須佐三五一五  | 萩市大字須佐三五一五 | 萩市大字須佐三五一五 |
| 岡崎 一心   | 岡崎 一心      | 岡崎 一心      |
| 萩市大字須佐三五一五  | 萩市大字須佐三五一五 | 萩市大字須佐三五一五 |
| 榎本 要  | 榎本 要       | 榎本 要       |
| 萩市大字須佐三五一五  | 萩市大字須佐三五一五 | 萩市大字須佐三五一五 |
| 齋藤 雅紀   | 齋藤 雅紀      | 齋藤 雅紀      |
| 萩市大字須佐三五一五  | 萩市大字須佐三五一五 | 萩市大字須佐三五一五 |
| 長安 敏夫   | 長安 敏夫      | 長安 敏夫      |
| 萩市大字須佐三五一五  | 萩市大字須佐三五一五 | 萩市大字須佐三五一五 |



土地改良区の名称  
山口市二島土地改良区  
南大池地区  
事業の種類  
ため池の整備

二 縦覧の期間

平成十九年五月二十三日から同年六月十一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二五七) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成十九年五月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 作業の種類

公共測量(一級基準点測量)

二 作業の地域

下関市長州出島一番地先

三 作業の期間

平成十九年二月十三日から同年三月二十七日まで

平成十九年五月二十二日印刷  
發行

發行人所

山口県知事  
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)